

川本町地域おこし協力隊員

「川本町観光協会スタッフ」募集要項



島根県川本町は、人口約 3,000 人、緑に囲まれた自然あふれる小さな町です。町の中心を一級河川江の川が流れ、古来より水運により石見銀山（世界遺産「石見銀山遺跡」）の玄関口として石見地方の要衝「交流のまち」として発展してきました。

川本町の観光資源として、緑豊かな自然や石見神楽・江川太鼓などの伝統芸能、近年注目を浴びているエゴマ等の特産品などがあります。また、廃線を利用したレールバイクのイベントを川本町観光協会（以下、「観光協会」）で企画・実施しています。

地域おこし協力隊の方には、「川本町観光協会スタッフ」として、観光協会が行う観光振興業務全般に積極的に携わっていただきたいと考えています。観光施設や企業、商店、地域の方々と協力しながら、観光による誘客と地域活性化に取り組んでいただける地域おこし協力隊を募集します。

本町では、2011 年度から地域おこし協力隊の制度を導入し、これまでに 57 名の隊員を委嘱し、現在 24 名の隊員が地域のみなさんと一緒に活動しています。

1. 募集内容

- (1) 職 種 名：川本町観光協会スタッフ
- (2) 募集人数：2 名
- (3) 募集期間：令和 8 年 7 月 1 日～12 月 31 日（当日消印有効）
- (4) 報 酬 費：月額 266,000 円※社会保障あり
- (5) 勤務日数：月 16 日
- (6) 所 属 先：一般社団法人かわもと暮らし 川本町観光協会事務局（受入団体）
- (7) 委 嘱 日：令和 9 年 4 月 1 日

2. 活動内容

- (1) 川本町の観光情報の発信
 - ①SNS 媒体への投稿
 - ・週 2 ～ 3 回 ：Facebook、Instagram、X、YouTube
 - ・その他映像コンテンツの企画・制作
 - ②観光パンフレット等の制作
 - ・観光パンフレットの企画編集・配布・送付
 - ・広報物（チラシやまちあるきマップ等）の作成業務
- (2) 観光協会会員のサポート
 - ・町内に約 30 店舗ある会員に対し情報発信やイベント企画等でサポート
- (3) 観光協会主催イベントの企画・実施・サポート
 - ・定期イベント（レールバイク、アウトドアイベント、大人の遠足、雲海で朝食を 等）の企画運営
 - ・新規イベントの企画・実施、既存イベント等のブラッシュアップ
- (4) 江の川流域広域観光事業のサポート
 - ・邑智郡（川本町・邑南町・美郷町）の広域観光事業のイベント等のサポート
 - ・観光協会で担当する広域観光イベントの企画・実施
 - ・広域観光の事務局運営サポート（会議出席、議事の記録作成等）

3. 応募資格

以下の（１）～（６）の要件をすべて満たすこと。

- (1) 令和 9 年 4 月 1 日現在で 20 歳から概ね 45 歳までの方。
- (2) 次に掲げる要件のいずれかを満たし、川本町地域おこし協力隊として委嘱後、生活の拠点を本町に移し、本町の住民基本台帳に記録されることができる方
 - ① 現在、3 大都市圏をはじめとする都市地域等に居住されている方（※）
 - ② 本町以外で、地域おこし協力隊として同一地域での活動経験が 2 年以上あり、かつ解嘱後 1 年以内の方
 - ③ JET プログラム終了者（2 年以上 JET 参加者として活動し、かつ、JET プログラム終了から 1 年 以内）の方

（※）詳細は、総務省「地域おこし協力隊」の web ページをご確認ください。

<https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/faq/index.html>



- (3) 普通自動車運転免許を持っている方、または採用までに取得予定の方
- (4) パソコン操作（必要書類の作成、SNS による情報発信等）ができる方
- (5) 自身も地域住民として、地域の特性や風習などを尊重し町民と積極的にコミュニケーションを図るとともに、自治会や地域行事等に積極的に参加できる方。
- (6) 地方公務員法第 16 条※に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方
※地方公務員法第 16 条の規定とは、例えば、ご自身が「成年被後見人又は被保佐人」に該当する場合は、募集対象から外れます。（他にも欠落条項の規定あり）

4. 身 分

川本町地域おこし協力隊設置要綱に基づき、川本町が地域おこし協力隊員として委嘱し、受入団体と雇用契約を締結します。（川本町との雇用関係はありません）

5. 委嘱期間

- (1) 初年度任命期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までです。
- (2) 活動状況・実績等を勘案し、最長 3 年まで延長します。
- (3) 協力隊員として相応しくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

6. 活動時間及び活動日数

- (1) 活動日数：月 16 日（月 124 時間）1 日 7 時間 45 分
- (2) 活動時間：原則所属先の就業時間に沿ってください。
※毎月末に月報で活動報告していただきます。
※活動内容により 1 日当たりの活動時間及び 1 カ月当たりの活動日数は、所管課担当者及び所属先と協議の上、調整できるものとします。

7. 待遇・福利厚生等

- (1) 報酬費 月額 266,000 円
- (2) 社会保険・雇用保険・介護保険に加入
- (3) 休日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
休暇（年次有給休暇、夏季休暇等）は所属先の規定に基づき付与します。
- (4) 活動時間帯の移動は所属先の社用車を利用できます。
※拠点までの交通手段（自家用車等）は、隊員本人でご用意ください。
- (5) P C、机等の活動拠点に必要な備品は所属先が準備します。
- (6) 地域おこし協力隊活動支援補助金制度
地域おこし協力隊員の趣旨〈地域の活性化と 3 年後の定住〉に沿った活動に要する経費に対し、隊員の活動支援を目的として交付される補助金です。

【活動支援補助金 500,000 円程度／年度】

※年度初めに補助金交付申請書等の提出が必要です。

※利用例：住居借上料（全額利用可能）

※転居にかかる費用、自治会費、生活備品、水道光熱費等は個人負担となります。

8. 所属先

所属先は一般社団法人「かわもと暮らし観光協会事務局」です。かわもと暮らしは移住定住と観光事業を川本町から委託を受け活動しています。スタッフは 27 名、内 4 名が観光協会事務局の運営を行っています。

9. 定住・起業支援

(1) 一般社団法人「かわもと暮らし」が隊員研修、定期面談や活動の支援を行います。

(2) 起業型地域おこし協力隊(※)への変更申請のサポートも行います。

(※) 3 年後の定住を目的とした起業準備を地域おこし協力隊として活動できる川本町独自の制度。2 年目、3 年目の継続契約時にプレゼンテーション等を経て変更することができます。

10. マッチング支援

地域おこし協力隊の応募を検討している方が地域活動等を体験することにより、隊員採用の促進と、ミスマッチを防ぐため、かわもと移住体験プログラムを実施しています。応募前にご参加ください。

(1) 日 程：日帰りから 2 泊 3 日

(2) 対 象 者：川本町地域おこし協力隊を検討中の方（ご家族での参加も可能）

(3) 参加費・宿泊費無料 ※ただし、現地までの往復の交通費・食事代・保険料は自己負担。

(4) お申込み・詳細については川本町移住サイト「かわもと暮らし」を参照

<https://www.kawamotogurashi.jp/form/experience-program/>



11. 応募手続

(1) 応募受付 令和 8 年 7 月 1 日～12 月 31 日（当日消印有効）

(2) 応募方法 郵送または持参

(〒696-8501 島根県邑智郡川本町川本 271-3 川本町役場 産業振興課 宛)

(3) 提出書類

① 川本町地域おこし協力隊隊員応募用紙

※様式は町の HP からダウンロードできます。(PC 作成可)

② 活動目標レポート (A4 用紙で 500 文字程度。書式自由、PC 作成可)

「自己 PR・取り組みたい地域活動・現時点での 3 年後の進路」この 3 点をふまえたレポートを作成してください。

③ 住民票抄本の写し (1 か月以内のもの)

④ 2 年以上続けて地域おこし協力隊または JET プログラムで活動し、かつ、解嘱から 1 年以内であることが確認できる書類 (委嘱状・解嘱状の写しなど)

※地域おこし協力隊または JET プログラム経験者で、地域要件の特例の適用を受ける方のみ

※提出された書類は返却いたしません。

※提出された個人情報 は本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。

1 2. 選考

(1) 1次選考（書類選考）：1月中旬頃

結果は文書にて通知

(2) 2次選考：1月下旬～2月頃

第1次選考合格者を対象に、川本町内にて随時第2次選考（面接）を行います。詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

※第2次選考（面接）に要する交通費・宿泊費等は個人負担とします。

(3) 結果報告：2月下旬頃

2次選考後、可否を文書又はメールで通知します。

転入日、任命日等は所管課担当者と協議のうえ調整できるものとします。

なお選考経過については一切お答えできません。

【お申し込み】

川本町 産業振興課 商工観光係（担当：横宮）

住所：〒696-8501 島根県邑智郡川本町川本 271-3

TEL：0855-72-0636

Mail：syoukou@town.shimane-kawamoto.lg.jp

【お問い合わせ】

一般社団法人「かわもと暮らし」（担当：佐々木・浪崎）

住所：〒696-0001 島根県邑智郡川本町川本 608-1

TEL：0855-74-2110

Mail：info@kawamotogurashi.jp

H P：http://www.kawamotogurashi.jp/